

## 東御市パブリックコメント手続実施要綱の解説

### (目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### 【市の考え方】

1 本市では、平成17年3月に策定しました「第1次東御市総合計画」の基本計画の第5章第3節(支えあい夢を結ぶまち・住民と行政のまちづくり)の中で「開かれた市政の推進」を掲げています。パブリックコメント手続を導入することにより、市政に関する情報を積極的に提供し「開かれた市政の実現」を図ることとしています。

2 パブリックコメント手続の目的は、市民等の意見を市政に反映させることですが、この手続の実施により、計画等の立案から最終的な案の決定までの過程を公表することで、市民等の意見に対する市の考え方を公表し、政策形成過程における公正の確保と透明性の向上が図られます。

3 この手続は、市の基本的な計画等の意思決定前に、市民等から意見をいただき、その意見を考慮して最終的な意思決定を行うものであり、賛成・反対の意見の多数によって意思決定の方向を判断するものではありません。この手続では、多数意見も少数意見も1つの意見として扱います。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の政策に関する基本的な計画、条例等(以下「計画等」という。)を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容等を市民等に公表し、これらについて提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方を公表することで、市民等の意見を市の政策に反映させる機会を確保する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内の学校に在学する者

オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

【市の考え方】

- 1 パブリックコメント手続の名称は、平成11年から国における「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（パブリックコメント手続）」の実施から一般的に「パブリックコメント手続」の呼称として定着されていることから使用するものです。
- 2 実施機関については、議決機関である議会を除く市の執行機関をこの手続の実施機関とします。
- 3 公営企業も実施機関となりますが、本市の水道事業は地方公営企業法に規定されている管理者を設置していないため、実施機関として市長に含まれます。
- 4 意見を提出できる市民等は、本市に在住・通勤・在学する者、本市に事務所を有する個人又は法人その他の団体及び利害関係者を「市民等」と定義しています。

（対象）

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の政策に関する基本的な計画の策定又は変更
  - (2) 市の基本的な制度を定める条例又は広く市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例（金銭の賦課徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
  - (3) 広く市民等の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画の策定又は変更
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、計画等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
  - (2) 計画等の立案にあたり、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの

【市の考え方】

- 1 この要綱に規定する「実施機関」の事務は、その計画等の所管課長が行います。
- 2 具体的な計画等がこの手続の対象であるかどうかについては、実施機関がこの手続の趣旨に照らして判断します。また、その判断についての説明責任は実施機関が負うこととなります。
- 3 「市の政策に関する基本的な計画」とは、総合計画や総合計画に基づいて定められる個別行政分野における施策の基本方針や計画など、市の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を

定める計画等をいい、構想、大綱、計画、指針などその名称を問いません。

(例示) 総合計画の施策大綱 5 分類

<生活環境の整備>

一般廃棄物処理基本計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画、地域防災計画、新エネルギービジョンなど

<産業振興>

農業基本条例実施計画、経営基盤強化促進に関する基本構想、農業振興地域整備計画など

<保健・医療・福祉の充実>

地域福祉計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、健康づくり計画、次世代育成支援行動計画など

<教育・文化・スポーツの振興>

生涯学習まちづくり基本構想・基本計画、人権施策の基本方針など

<住民と行政の協働>

男女共同参画プラン、行政改革大綱、行政改革実施計画など

4 「市の基本的な制度を定める条例」とは、市政全般又は個別分野についての基本理念や基本方針、市政を推進する上での共通の制度を定めるものをいいます。

ただし、組織条例、職員の給与に関する条例など行政内部のみに適用されるものは、該当しません。

(例示)

情報公開条例、行政手続条例など

5 「市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例」とは、地方自治法第 14 条第 2 項(普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別な定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。)に基づく条例が該当し、広く市民等に適用され行政目的を実現するため、市民等に対し具体的に「しなければならぬ」という義務を課したり、あるいは「してはならない」と行為を制限したりするものです。

(例示)

青少年健全育成条例、交通安全条例、人権尊重のまちづくり条例、放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例、環境をよくする条例など

「金銭の賦課徴収に関するもの」については、地方自治法第 74 条第 1 項で地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定・改廃が直接請求の対象となっていないことを踏まえ、当要綱の対象から除きます。

(参考)

地方自治法第 74 条第 1 項 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に

対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

6 「広く市民等の公共の用に供される施設」とは、市庁舎、図書館、公園など広く市民等の利用が予想される公共施設の整備に係る基本構想や基本計画をいいます。

7 「その他実施機関が必要と認めるもの」とは、前述した対象となる計画等以外についても、当該実施機関がこの手続をとることが適当であると自主的に判断した計画等をいいます。

8 「迅速性若しくは緊急性を要するもの」とは、この手続に係る所要時間の経過により、その効果が損なわれたり、災害などやむを得ない理由で、手続を経る時間的な余裕がない場合をいいます。

9 「軽微なもの」とは、制度の大幅な改正や基本的な事項の改正を伴わないもの又は上位計画の変更に伴い一部の表現を変更するものをいいます。

10 「実施機関に裁量の余地がないと認められる計画等」とは、法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定され、その規定に沿った決定をしている場合をいいます。

（実施時期）

第4条 実施機関は、計画等の決定をする前に相当の期間を設けて、その案を公表し、市民等の意見を求めるものとする。

【市の考え方】

1 実施機関が計画等の案を公表する時期は、最終的な意思決定を行う前に実施します。なお、条例案や議会の議決を要するものは、議会提案前のことをいいます。

（案の公表等）

第5条 実施機関は、計画等の案を公表するときは、あわせて次に掲げる資料を公表するものとする。

- （1）計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- （2）計画等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- （3）市民等が当該計画等の案を理解するために必要な関連資料

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公表する案又は資料（以下「案等」という。）の情報が著しく大量であるときは、その概要及び情報のすべてを知り得る方法を公表することをもって代えることができる。

【市の考え方】

1 計画等の案を公表するにあたっては、市民等がその計画等について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、市民等にとってわかりやすいものとしします。また、案だけでは十分理解できない場合には、関係資料及び関連情報を併せて提供します。

2 案の公表に併せて公表する必要な関連資料としては、次に掲げるものから実施機関が必要に応じて準備します。

ア 当該計画等の案の概要

イ 根拠となる法令

ウ 計画の策定又は改定にあつては、関係する上位計画の概要

エ 当該計画等の実施に伴い予測される影響の程度及び範囲

オ その他必要な資料

3 案及び公表資料が相当量に及ぶ場合は、そのすべてをホームページや広報誌等に掲載することは行政効率の面からも不適切と考えられるので、この場合は案及び公表資料全体の入手方法を明確にして周知することとします。

( 公表方法 )

第6条 案等の公表は、次に掲げる方法を活用し、市民等が容易に入手できるようにするものとする。

( 1 ) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布

( 2 ) 市のホームページへの掲載

( 3 ) 市報とうみへの掲載

( 4 ) その他実施機関が適当と認める方法

【市の考え方】

1 パブリックコメント手続の実施にあたっては、広く市民等に周知をすることが必要でありますので、積極的な周知に努めるものとしします。

( 意見の提出期間 )

第7条 実施機関は、案等を公表した日から30日間の意見の提出期間を確保することを基本とし、公表の際に提出期限を明示するものとする。

【市の考え方】

1 意見の提出期間の30日間は目安であり、計画等について市民等が意見を提出するために必要な時間を十分確保した上で、その計画等の内容の重要度や意思決定を行うまでのスケジュールを考え定めます。

(意見の提出方法)

第8条 意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

2 意見を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号を明らかにするものとする。

【市の考え方】

1 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への持参、郵便、電子メール、ファクシミリ等とし、案の公表時に明示します。

2 市民等が意見を提出する時には、意見提出にかかる責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があることから原則として、意見の提出者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号を明らかにし、案の公表時には、その条件を明示することとします。

(意見の取扱い)

第9条 実施機関は、提出された意見を考慮して、計画等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、東御市情報公開条例(平成16年東御市条例第7号)第7条の規定に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する市の考え方
- (3) 計画等の案を修正した場合にあつては、当該修正の内容及びその理由

3 意見提出者の氏名その他の個人情報は公表しない。ただし、案等の公表の際に、当該情報を公表する予定であることを明示しているときはこの限りでない。

4 第6条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

【市の考え方】

1 実施機関は提出された意見を十分考慮して、意思決定を行うものでありますが、提出された意見を必ず反映させるということではなく、提出された意見を十分考慮して、その上で意思決定を行うということ

がパブリックコメント手続の趣旨です。

2 パブリックコメント手続は、計画等の案について賛否を問うものではありませんので、賛否の結論だけを示した意見等については、実施機関の考え方を示さない場合があります。

3 類似の意見が多数あった場合は、行政効率の観点から、類似する意見を集約するなど整理、工夫して公表します。

4 実施機関の考え方を公表するときは、計画等の案を公表する場合に準じることとしますが、実施機関の考え方を示すにあたっては、市民等にわかりやすい表現に努めます。

5 氏名等を公表する場合には、公表することを予め明らかにしますので、予告がなければ提出された意見について提出者の氏名等を公表することはありません。

また、公表の予告があっても氏名等の公表を希望しない場合には、意見の提出時にそのことを付記してもらおうこととします。

6 意見は公表が原則ですが、実施機関が公表することにより個人又は法人等の権利利益を害するおそれがあると判断した意見及び不適当な事項については、その全部又は一部を公表しないことがあります。

(意思決定過程の特例)

第10条 附属機関等においてこの告示に定める手続に準じた手続を経た報告、答申等に基づき計画等を策定する場合には、この告示の規定は適用しない。

2 法令等に基づく縦覧、意見提出の手続等を行ったときは、この告示と同等の効果を有すると認められる範囲内で、この告示に定める手続を行ったものとみなす。

【市の考え方】

1 パブリックコメント手続は、実施機関自らが手続をとることとしていますが、附属機関等がこの要綱に準じた手続を経て報告、答申を行った場合は、実施機関は効率性と費用対効果の観点からこの手続との重複を避けるため、改めてパブリックコメント手続を実施せず、意思決定を行えることとします。

(参考)

地方自治法第202条の3第1項 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

( 一覧表の作成等 )

第 1 1 条 市長は、パブリックコメント手続を行っている計画等の一覧表を作成し、市のホームページに掲載し、常時市民等に情報提供するものとする。

【市の考え方】

- 1 各パブリックコメント手続の実施案件や実施状況を一覧表にすることにより、パブリックコメント手続を市民等に周知するよう努めます。
- 2 実施案件の一覧には、案件名、意見の募集期間、担当・問い合わせ先、実施状況などを記載します。
- 3 この条の規定する市長の事務は、企画課長が行います。

( 補則 )

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【市の考え方】

- 1 今後の具体的な案件の運用を通じて寄せられる市民等からの意見を踏まえ、必要に応じて手続の見直しを行っていきます。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この告示は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画等で市民等の意見を反映する機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定は適用しない。

【市の考え方】

- 1 この手続の円滑な導入を図るため、この要綱の施行にあたり現に立案過程にある計画等については、立案のスケジュール等に配慮し、この要綱は適用しないものとします。